

【貨物】行政処分状況（令和5年2月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和5年2月2日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合名会社国陽運輸 代表者安里悟 (法人番号7360003003916) 沖縄県中頭郡北中城村熱田2027-2
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県中頭郡北中城村熱田2027-2
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（20日車）
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和4年9月7日、適正化実施機関が行った巡回指導の評価結果を勘案し監査実施。2件の違反が認められた。 (1)過労運転の防止措置義務違反（貨物自動車運送事業法輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項） (2)初任運転者に対する運転適性診断の受診義務違反（安全規則第10条第2項）
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事業者） 2点 （当該営業所） 2点